

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年3月1日

北九州市産業経済局観光課

1. 当該公募の趣旨

帆柱ケーブル線は、本市と皿倉登山鉄道株式会社が鉄道事業法の鉄道事業者（本市：第3種鉄道事業者（施設保有）、皿倉登山鉄道株式会社：第2種鉄道事業者（運行））として鋼索鉄道事業を実施している路線であり、第2種鉄道事業者である皿倉登山鉄道株式会社が本市の保有する本ケーブル線の鉄道施設等を使用し、ケーブルカーの運行を実施している。また鉄道事業には該当しないが、同様に本市の保有する施設を使用し、皿倉山スロープカーの運行も実施している。

本業務は、本ケーブル線及びスロープカーの安全輸送を確保するため、耐用年数の経過した鉄道・スロープカー施設及び車両等のオーバーホールや整備、貯蔵品等の点検・調達等を実施するものである。

本業務の実施にあたっては、本ケーブル線の鉄道事業者が定める各実施基準及びスロープカー整備基準等に従い実施することとなるが、保守・点検の現場的業務だけでなく、作業内容・方法の決定、計画策定、作業進捗管理及び作業後の運行確認等、運行期間中に連続して安全に運行できる鉄道施設等を維持するために必要となる一切の業務を実施するものである。このため、帆柱ケーブル線の第2種鉄道事業者であり、帆柱ケーブル線と一体となって皿倉山スロープカーの運行を行っている者が望ましい業務である。また、同事業者以外に委託した場合、供用開始後の不具合、事故等が発生した場合の責任区分が不明確になる等の問題が発生する恐れがあるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を今回実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

皿倉山ケーブルカーオーバーホール等業務委託

(2) 業務内容

帆柱ケーブル線の鉄道施設等については、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）、鋼索鉄道施設・電気整備実施基準及び鋼索鉄道車両整備実施基準その他関係法令等（以下「法令等」という。）に基づき、また皿倉山スロープカーの施設等については、メーカーが作成した整備マニュアルに基づく整備基準その法令等に基づき、帆柱ケーブル線の鋼索鉄道事業及び皿倉山スロープカーの運行を実施するために必要となる車両や機器のオーバーホールや整備、線路・レール等の整備、貯蔵品等の点検・調達等を実施するもの。

ア 皿倉山ケーブルカー車両・機器オーバーホール業務

皿倉山ケーブルカー主要機器整備計画により、車両・機器のオーバーホール、整備・部品交換、貯蔵品等の点検・調達等を実施するもの。

イ 皿倉山ケーブルカー線路整備業務

皿倉山ケーブルカーの運行に必要な、線路（道床・レール・枕木・導車等）の整備を行うもの。

ウ 皿倉山スロープカー車両・機器オーバーホール業務

皿倉山スロープカー主要機器整備計画により、車両・機器のオーバーホール、整備・部品交換、貯蔵品等の点検・調達等を実施するもの。

エ 皿倉山スロープカーレール等整備業務

皿倉山スロープカーの運行に必要な、レール等（レール・支柱・トロリー設備等）の整備を行うもの。

オ その他の業務

上記にかかる作業計画の作成・確認、荷造運送、進捗管理、完了報告等図書類の作成・確認その他業務履行に必要な全ての業務。

カ 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、事前に北九州市と協議を実施すること。
- ・作業・整備等の実施にあたっては、十分に安全を確保すること。
- ・利用者への輸送サービスの低下を回避するため、作業時期の工夫や夜間作業の実施等により、本業務の実施を理由とした運休等は極力避けること。

(3) 履行期間（予定）

令和7年2月17日から令和7年3月31日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則

(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 帆柱ケーブル線及び皿倉山スロープカーの運行・整備に関する法令等に精通し、高度な技術・知識及び十分な経験を要していること。

イ 安全運行を確保するため、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第36条の4に規定された安全統括管理者の要件を満たす者が在籍していること。

ウ 業務実施に必要な技術員や作業員、設備等を備えていること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

担当課名 北九州市産業経済局観光課

電話番号 093-551-8150 FAX番号 093-551-8151

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法等

ア 交付期間

令和6年3月1日～令和6年3月14日までの(土、日を除く)毎日、8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において直接配布する。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年3月4日～令和6年3月15日までの(土、日を除く)毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

- ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。
- イ 詳細は説明書による。